

大山町議会議長交際費支出及び公開に関する要綱

平成 28 年 12 月 7 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町議会議長(以下「議長」という。)が外部の個人又は団体との交際等に要する議長交際費(以下「交際費」という。)について、支出及び公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、交際費とは、議会を代表して外部との交際に要するものであり、議長が必要と認める場合に予算の範囲内で支出する経費をいう。

(表意者)

第3条 表意者は、議長とする。ただし、議長以外の議員については、その職務上特に議長が必要と認めるときは、支出することができる。

(支出区分・条件)

第4条 交際費の支出区分及び支出条件は、別表のとおりとする。

2 交際費の支出については、支出内容や相手方について社会通念上必要と認められる範囲内とする。

(公開する内容)

第5条 交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出先等

2 前項の規定にかかわらず、相手方に配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(公開の方法)

第6条 交際費の公開は、当年度支出分を翌年度4月末日までに行うものとする。

2 交際費の公開は、その内容を大山町議会公式ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(使途の制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものはこれを支出しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、同日以降に支出が決定されるものから適用する。

別表(第4条関係)

支出区分	支出条件
1 会費	(1)町に關係する各種団体等が催す記念行事及び總會等に対する会費 (2)町議會の円滑な運営に有効な研修会及び人的交流を持つ会等に対する会費
2 祝金・祝品 ・記念品	各種總會、大会、記念式典、行事、受賞(章)祝賀会等に対する祝金・祝品・記念品
3 見舞	町政關係者の病氣、事故、災害等に対する見舞金品及び災害義援金
4 弔慰	葬儀等における香典、生花等に係る経費
5 贈答品	來客や訪問先等への贈答品
6 激励金	町を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費
7 協賛金	活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費
8 その他	必要に応じ、議長が判断する。